

備前市施策評価シート

(平成18年度事業)

施策名 (小項目)	老人保健(医療費給付)	コード	02-01-08	作成者	保健課長
		役職		氏名	末長章彦
		電話番号		電話	64-1819

備前市総合計画の内容から記載する

施策の体系	大項目(基本目標)	健康でやさしさあふれるまちづくり
	中項目(基本施策)	やさしさあふれるまちづくり
施策の対象と目的 (誰のために、何のために)	後期高齢者のため老人保健制度を運営し、適切な医療を受けられるよう医療費を支給し老人福祉の増進に寄与する。	
現況と課題 (総合計画から現在の問題点を抽出)	老人医療費は年々急激に増高しており、平成18年度健康保険法等の改正により、老人保健制度から後期高齢者医療制度に変革し、被保険者のすべてから応分の負担を求めていくもので、広域連合により運営されることとなる。制度の周知を図ることが課題である。	
施策展開 (総合計画の施策部分から、実施する施策を抽出)	<ul style="list-style-type: none"> 健康や医療の意識啓発 新制度の普及啓発 	

施策構成事務事業の評価

施策を構成する事務事業名	事務事業 評価結果 A~E (高~低)	細事業一覧表	事業 分類	事業費(単位:千円)						優先順位 その他
				H17		H18		H19		
				直接 事業費	人件費	直接 事業費	人件費	直接 事業費	人件費	
1 老人保健制度維持事業	C	管理事業	維持管理	10,439		10,254	1,377			
		利子支払事務	内部管理			0	213			
		補助金・交付金・繰入金返還事業	内部管理	4,413	2,790	40,845	1,074			
		徴収金還付事業	内部管理			0	213			
		合併調整事業	ソフト事業	453		471	213			
		繰出金	内部管理	0	0	0	0			
2 老人医療費給付事業	C	医療給付事業	法定事務	5,090,934		5,014,602	3,040			
		医療費支給事業	法定事務	57,215	14,490	60,922	3,040			
		審査支払事業	内部管理	15,945		15,464	760			
3 後期高齢者医療広域連合負担金事業	B	後期高齢者医療広域連合負担金事業	ソフト事業			1,611	0			

この施策に要した費用(人件費込、単位:千円)	H17	H18	H19
	5,196,679	5,154,099	

以外で、目標達成に必要な新規事業及び連携させる他部署の事業

実施主体	新規に必要な事業・連携が必要な事業	その説明
介護保険課	介護予防給付、地域支援事業	医療費適正化のため
保健課健康係	老人保健事業	医療費適正化のため

市民意識調査による施策の重要度・満足度

調査年度	H19	H20	H21
重要度(%)			
満足度(%)			

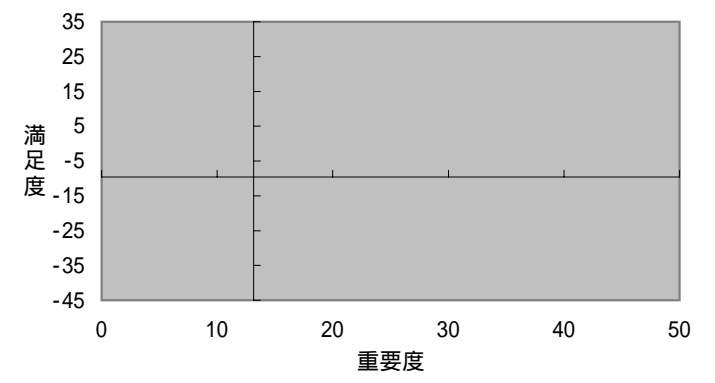
<見直し領域>
その施策や事業が必要か否かの検討が必要

<維持領域>
現状の方向を継続

<検討領域>
その施策や事業の存続の検討が必要

<強化領域>
内容等を見直し、市民満足度を高める事業を行う

重要性 ← 低 → 高



調査結果に対するコメント、市民の反応等	高齢者の医療費については一部負担金の減額要望が強い。負担能力がある者には若年層並の負担を求めていき、階層を細分化させる限度額認定など制度維持のための法改正と住民意識は乖離している。
---------------------	--

施策成果指標(基本目標・基本施策・施策意図から設定)

施策に対する成果指標名	単位	評価年度		目標値		ベンチマーク	指標の説明
		H17	H18	H23	H28		
1 一人当たり年間受診回数	目標	回	20.0	20.0			年間受診件数/対象者数(年間平均)
	実績	回	21.9	22.3			
	達成率	%	109.7	111.7			
2	目標						
	実績						
	達成率	%					
3	目標						
	実績						
	達成率	%					
4	目標						
	実績						
	達成率	%					

施策の評価

項目	5:非常に高い 4:高い 3:どちらともいえない 2:低い 1:非常に低い			
	一次評価		二次評価	
	評価	判断理由	評価	判断理由
1 目的達成度	4	老人保健制度対象者に適正な給付管理ができています。	4	老人福祉の増進に寄与しており、適正な給付管理がなされている。
2 事業構成の適当性	4	制度運営が正確に実施できている	4	事業構成は妥当である。
3 施策の有効性	3	高齢者が安心して医療を受けられる体制維持のため、必要な施策である。	4	医療給付による生活安定を期すため有効である。
今後の展開・協働の可能性・事業の見直し等の担当への指示	健康保険法等の改正により、広域組合により後期高齢者医療保険制度が創設されるが、現制度や平成20年度からはじまる制度の周知を図り、健康部門と連携し保健事業を展開し医療費の低減に努める必要がある。		平成20年度から後期高齢者医療や国保の保険料が、介護保険料(第1号)と共に年金から天引きされる。このため、高齢者の保険料負担感が増大することが予想されるため、その不安解消を図らなければならない。一方、事業を推進していくうえで予防重視型のシステムや地域包括ケアの中核である地域包括支援センターの体制を強化する必要がある。	
二次評価者コメント 役職 保健福祉部長 氏名 鷓川 晃匠	医療保障制度は大きな転換期にあり、世代間の公平の観点から制度の見直しがなされた。医療保険制度の基本的な仕組みと、それに基づく保健医療サービスなど、医療体系がどのように構成されているか、市民に理解してもらうことが肝要である。平成20年度予算の方向性としては、医療費適正化の推進をしていくため前年度並みの配分とする。			平成20年度 予算の方向性 前年度並みの配分